

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 7 号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正す
る規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正
する。

第2条第6項中「市民税（」を削り、「徴収するものに限る。）」を「徴収する市民税
及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する市民税」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)